

議案第42号

つくば市産業振興センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年6月11日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市産業振興センター条例の一部を改正する条例

つくば市産業振興センター条例（平成20年つくば市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大学」を「教育機関、研究機関」に、「金融機関等」を「金融機関、起業家、投資家等」に、「協力」を「交流」に、「産業技術の向上」を「革新的な技術開発並びに新たな産業の創出」に、「地域産業の振興」を「持続可能な地域経済の発展」に改める。

第2条第2号中「前号の」を削る。

第4条を次のように改める。

（施設）

第4条 前条各号に掲げる事業を行うための施設として、センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 交流スペース
- (2) コワーキングスペース

(3) セミナールーム

(4) 会議室

(5) 事業支援室

2 前項各号に掲げる施設の供用日及び供用時間は、規則で定める。

第5条の見出し中「事業支援室」を「会議室及び事業支援室」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

会議室を利用することができる者は、コワーキングスペース又は事業支援室を利用する者とする。

第6条第1項中「事業支援室」を「コワーキングスペース、セミナールーム、会議室及び事業支援室」に改め、同条第2項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 建物又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 事業支援室を利用しようとする場合において、事務所以外の用途に利用しようとするとき。

第6条第2項第5号中「市税」を「事業支援室を利用しようとする場合において、市税」に改め、同条第4項中「事業支援室及びその附属設備」を「センター」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「許可」の次に「(事業支援室の利用の許可に限る。)」を加え、「利用期間」を「事業支援室の利用期間」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の許可(月を単位としたコワーキングスペースの利用の許可に限る。)を受けてコワーキングスペースを利用することができる期間は、コワーキングスペースの利用を開始する日からその日の属する年度の3月までの範囲内の期間とする。

第7条の見出し中「利用期間」を「事業支援室の利用期間」に改め、同条第1項中「利用者」を「事業支援室の利用の許可(次項において準用する前条第1項の許可を含む。)を受けた者(以下「事業支援室の利用者」という。)」に、「利用期間」を「事業支援室の利用期間」に改め、同条第2項中「前2条」を「第5条第2項及

び前条（第3項を除く。）」に、「利用期間」を「事業支援室の利用期間」に改め、同条第3項中「前2条」を「第5条第2項及び前条（第3項を除く。）」に、「第5条」を「第5条第2項」に、「利用者（第8条第1項に規定する利用者をいう。）」を「事業支援室の利用者」に、「前条第3項」を「前条第4項」に、「利用期間」を「事業支援室の利用期間」に改める。

第8条を次のように改める。

（使用料）

第8条 コワーキングスペース及びセミナールーム（以下「コワーキングスペース等」という。）の利用の許可を受けた者並びに事業支援室の利用者は、市長に使用料を納入しなければならない。

- 2 コワーキングスペース等及び事業支援室の使用料の額は、別表のとおりとする。
- 3 時間又は日を単位としたコワーキングスペースの利用の許可及びセミナールームの利用の許可を受けた者は、利用の際に使用料を納入しなければならない。
- 4 月を単位としたコワーキングスペースの利用の許可を受けた者及び事業支援室の利用者は、毎月末日までに翌月分の使用料を納入しなければならない。ただし、当該者が月の中で利用を開始し、又は終了した場合その他の規則で定める場合における使用料の納入期限は、規則で定める。
- 5 前項の規定にかかわらず、事業支援室の利用者は、市長の承認を得て、使用料を後納することができる。

第8条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第8条の2 市長は、つくば市がコワーキングスペース等を利用する場合は、使用料を免除することができる。

- 2 市長は、規則で定める新規中小企業者、研究機関、起業家等がコワーキングスペース等を利用する場合は、使用料を2分の1の範囲内で規則で定める割合に減額することができる。

3 コワーキングスペース等の使用料の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第10条（見出しを含む。）及び第11条中「利用者」を「事業支援室の利用者」に改める。

第12条の見出し中「利用者等」を「施設の利用者等」に改め、同条第1項中「利用者」を「第6条第1項（第7条第2項において準用する場合を含む。）の許可を受けた者（以下「施設の利用者」という。）」に改め、「、センターの施設内においては」を削り、同条第2項中「利用者」を「事業支援室の利用者」に改める。

第13条第1項中「利用者」を「施設の利用者」に、「事業支援室」を「当該利用に係る施設」に改め、同項第3号中「第6条第4項」を「第6条第5項」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「法人」を「会社」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8）月を単位としてコワーキングスペースを利用する場合又は事業支援室を利用する場合において、使用料を3月分滞納したとき。

第14条第1項中「利用者」を「事業支援室の利用者」に改め、同条第2項中「第6条第4項」を「第6条第5項」に改める。

第16条中「利用者は、利用期間が満了した」を「施設の利用者は、その利用を終了した」に、「事業支援室」を「当該利用に係る施設」に改める。

第17条中「利用者は、事業支援室」を「施設の利用者は、当該利用に係る施設」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

施設名	単位	使用料の額
コワーキングスペース	1時間当たり	300円
	1日当たり	1,500円

	1 月当たり	18,000円
セミナールーム	1 時間当たり	500円
事業支援室	1 月当たり	1 平方メートル当たり1,500円に利用 する事業支援室の面積を乗じて得た額

備考

- 1 時間を単位としてコワーキングスペースを利用する場合又はセミナールームを利用する場合の1時間未満の端数の時間については、1時間とみなす。
- 2 利用する事業支援室の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルに切り上げるものとする。
- 3 月を単位としたコワーキングスペースの利用の許可を受けた者又は事業支援室の利用者が月の中で利用を開始し、又は終了したときは、利用を開始し、又は終了した日の属する月分の使用料は、日割により計算した額とする。
- 4 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 コワーキングスペース、セミナールーム及び会議室の利用の許可その他この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

つくば市産業振興センター条例（平成20年つくば市条例第38号）新旧対照表

改正後	改正前
(設置) 第1条 つくば市内における新規中小企業者を支援及び育成するとともに、中小企業者、<u>教育機関、研究機関</u>、官公庁、<u>金融機関、起業家、投資家等</u>の連携及び<u>交流</u>を促進することにより、新たな事業分野の開拓及び<u>革新的な技術開発並びに新たな産業の創出</u>を図り、もって<u>持続可能な地域経済の発展</u>に資するため、つくば市産業振興センター（以下「センター」という。）をつくば市吾妻二丁目5番地1に設置する。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 新規中小企業者 _____ 中小企業者のうち、会社にあつては会社設立の日から、個人にあつては事業を開始した日から5年以内のものをいう。 第3条 (略) <u>(施設)</u> 第4条 <u>前条各号に掲げる事業を行うための施設として、センターに次に掲げる施設を置く。</u> (1) <u>交流スペース</u> (2) <u>コワーキングスペース</u> (3) <u>セミナールーム</u>	(設置) 第1条 つくば市内における新規中小企業者を支援及び育成するとともに、中小企業者、<u>大学</u>、官公庁、<u>金融機関等</u>の連携及び<u>協力</u>を促進することにより、新たな事業分野の開拓及び<u>産業技術の向上</u> _____ を図り、もって<u>地域産業の振興</u> _____ に資するため、つくば市産業振興センター（以下「センター」という。）をつくば市吾妻二丁目5番地1に設置する。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 新規中小企業者 <u>前号</u>の中小企業者のうち、会社にあつては会社設立の日から、個人にあつては事業を開始した日から5年以内のものをいう。 第3条 (略) <u>(事業支援室)</u> 第4条 <u>前条各号に掲げる事業を行うための施設として、センターに、事業支援室を置く。</u>

(4) 会議室

(5) 事業支援室

2 前項各号に掲げる施設の供用日及び供用時間は、規則で定める。

(会議室及び事業支援室を利用することができる者)

第5条 会議室を利用することができる者は、コワーキングスペース又は事業支援室を利用する者とする。

2 (略)

(利用の許可)

第6条 コワーキングスペース、セミナールーム、会議室及び事業支援室を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 建物又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 事業支援室を利用しようとする場合において、事務所以外の用途に利用しようとするとき。

(5) 事業支援室を利用しようとする場合において、市税の滞納があるとき。

(6) (略)

3 第1項の許可（月を単位としたコワーキングスペースの利用の許可に限る。）を受けてコワーキングスペースを利用することができる期間は、コワーキングスペースの利用を開始する日からその日の属する年度の3月までの範囲内の期間とする。

4 第1項の許可（事業支援室の利用の許可に限る。）を受けて事業支援室を利用することができる期間（以下「事業支援室の利用期間」という。）は、事業支援室の

(事業支援室 を利用することができる者)

第5条

(略)

(利用の許可)

第6条 事業支援室を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 事務所以外の用途に使用するとき。

(4) 事業支援室又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(5) 市税 の滞納があるとき。

(6) (略)

3 第1項の許可 を受けて事業支援室を利用することができる期間（以下「利用期間」という。）は、事業支援室の

利用を開始する日から1年以内とする。

- 5 市長は、第1項の許可にセンターの管理上必要な条件を付することができる。

(事業支援室の利用期間の延長)

第7条 市長は、事業支援室の利用の許可(次項において準用する前条第1項の許可を含む。)を受けた者(以下「事業支援室の利用者」という。)の申請により、必要があると認めるときは、事業支援室の利用期間を延長することができる。ただし、事業支援室の利用期間は、通算して5年を超えることができない。

- 2 第5条第2項及び前条(第3項を除く。)の規定は、事業支援室の利用期間の延長について準用する。

- 3 前項の規定により第5条第2項及び前条(第3項を除く。)の規定を準用する場合においては、第5条第2項中「新規中小企業者」とあるのは「事業支援室の利用者と、前条第4項中「事業支援室の利用を開始する日」とあるのは「延長前の事業支援室の利用期間の満了する日の翌日」と読み替えるものとする。

(使用料)

第8条 コワーキングスペース及びセミナールーム(以下「コワーキングスペース等」という。)の利用の許可を受けた者並びに事業支援室の利用者は、市長に使用料を納入しなければならない。

- 2 コワーキングスペース等及び事業支援室の使用料の額は、別表のとおりとする。

- 3 時間又は日を単位としたコワーキングスペースの利用の許可及びセミナールームの利用の許可を受けた者は、利用の際に使用料を納入しなければならない。

利用を開始する日から1年以内とする。

- 4 市長は、第1項の許可に事業支援室及びその附属設備の管理上必要な条件を付することができる。

(利用期間)の延長)

第7条 市長は、利用者の申請により、必要があると認めるときは、利用期間を延長することができる。ただし、利用期間は、通算して5年を超えることができない。

- 2 前2条の規定は、利用期間の延長について準用する。

- 3 前項の規定により前2条の規定を準用する場合においては、第5条中「新規中小企業者」とあるのは「利用者(第8条第1項に規定する利用者をいう。)」と、前条第3項中「事業支援室の利用を開始する日」とあるのは「延長前の利用期間の満了する日の翌日」と読み替えるものとする。

(使用料)

第8条 第6条第1項(前条第2項において準用する場合を含む。)の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長に使用料を納入しなければならない。

- 2 使用料の額は、1月につき、1平方メートル当たり1,500円に利用する事業支援室の面積(当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルに切り上げるものとする。)を乗じて得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、利用者が月の途中で利用を開始し、又は終了したときは、利用を開始し、又は終了した日の属する月分の使用料は、日割により計算した額とする。

4 月を単位としたコワーキングスペースの利用の許可を受けた者及び事業支援室の利用者は、毎月末日までに翌月分の使用料を納入しなければならない。ただし、当該者が月の途中で利用を開始し、又は終了した場合その他の規則で定める場合における使用料の納入期限は、規則で定める。

5 前項の規定にかかわらず、事業支援室の利用者は、市長の承認を得て、使用料を後納することができる。

(使用料の減免)

第8条の2 市長は、つくば市がコワーキングスペース等を利用する場合は、使用料を免除することができる。

2 市長は、規則で定める新規中小企業者、研究機関、起業家等がコワーキングスペース等を利用する場合は、使用料を2分の1の範囲内で規則で定める割合に減額することができる。

3 コワーキングスペース等の使用料の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第9条 (略)

(事業支援室の利用者の負担する費用)

第10条 次に掲げる費用(事業支援室の利用に係るものに限る。)は、事業支援室の利用者の負担とする。

(1)―(3) (略)

(4) その他市長が事業支援室の利用者の負担とすることが適当であると認めて規則で定める費用

(目的外利用等の禁止)

4 第2項又は前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 利用者は、毎月末日までに翌月分の使用料を納入しなければならない。ただし、利用者が月の途中で利用を開始し、又は終了した場合その他の規則で定める場合における使用料の納入期限は、規則で定める。

6 前項の規定にかかわらず、利用者は、市長の承認を得て、使用料を後納することができる。

第9条 (略)

(利用者_____の負担する費用)

第10条 次に掲げる費用(事業支援室の利用に係るものに限る。)は、利用者_____の負担とする。

(1)―(3) (略)

(4) その他市長が利用者_____の負担とすることが適当であると認めて規則で定める費用

(目的外利用等の禁止)

第11条 事業支援室の利用者は、事業活動及びこれに付随する業務以外に事業支援室を利用してはならない。

2 事業支援室の利用者は、事業支援室を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設の利用者等の遵守事項)

第12条 第6条第1項（第7条第2項において準用する場合を含む。）の許可を受けた者（以下「施設の利用者」という。）及び来館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)―(3) (略)

2 事業支援室の利用者は、事業支援室及びその附属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(利用の制限等)

第13条 市長は、施設の利用者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該利用に係る施設及びその附属設備の利用を制限し、若しくは停止し、又は第6条第1項（第7条第2項において準用する場合を含む。）の許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第6条第5項（第7条第2項及び次条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(4) 会社にあつては、解散したとき。

(5)―(7) (略)

(8) 月を単位としてコワーキングスペースを利用する場合又は事業支援室を利用する場合において、使用料を3月分滞納したとき。

第11条 利用者は、事業活動及びこれに付随する業務以外に事業支援室を利用してはならない。

2 利用者は、事業支援室を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者等の遵守事項)

第12条 利用者及び来館者は、センターの施設内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)―(3) (略)

2 利用者は、事業支援室及びその附属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(利用の制限等)

第13条 市長は、利用者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、事業支援室及びその附属設備の利用を制限し、若しくは停止し、又は第6条第1項（第7条第2項において準用する場合を含む。）の許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第6条第4項（第7条第2項及び次条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(4) 使用料を3月分滞納したとき。

(5) 法人にあつては、解散したとき。

(6)―(8) (略)

(9) (略)

2 (略)

(特別の設備の取付け等)

第14条 事業支援室の利用者は、事業支援室及びその附属設備に特別の設備若しくは機器を取り付け、又は事業支援室の原状を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 第6条第5項の規定は、前項の許可について準用する。

第15条 (略)

(原状回復の義務)

第16条 施設の利用者は、その利用を終了したとき又は第13条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに当該利用に係る施設及びその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第17条 施設の利用者は、当該利用に係る施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

第18条 (略)

附則 (略)

別表(第8条関係)

<u>施設名</u>	<u>単位</u>	<u>使用料の額</u>
<u>コワーキングスペース</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>300円</u>
	<u>1日当たり</u>	<u>1,500円</u>
	<u>1月当たり</u>	<u>18,000円</u>
<u>セミナールーム</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>500円</u>
<u>事業支援室</u>	<u>1月当たり</u>	<u>1平方メートル当たり1,500円に利用する事業支援室の面積を乗じて得た額</u>

(9) (略)

2 (略)

(特別の設備の取付け等)

第14条 利用者は、事業支援室及びその附属設備に特別の設備若しくは機器を取り付け、又は事業支援室の原状を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 第6条第4項の規定は、前項の許可について準用する。

第15条 (略)

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、利用期間が満了したとき又は第13条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに事業支援室及びその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第17条 利用者は、事業支援室又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

第18条 (略)

附則 (略)

備考

- 1 時間を単位としてコワーキングスペースを利用する場合又はセミナールームを利用する場合の1時間未満の端数の時間については、1時間とみなす。
- 2 利用する事業支援室の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルに切り上げるものとする。
- 3 月を単位としたコワーキングスペースの利用の許可を受けた者又は事業支援室の利用者が月の途中で利用を開始し、又は終了したときは、利用を開始し、又は終了した日の属する月分の使用料は、日割により計算した額とする。
- 4 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。